

(財)女性のためのアジア平和国民基金

**第83回理事会
及び運営審議会会議**

平成17年11月

第83回 理事会及び理事・運営審議会委員合同会議次第

平成17年11月11日

都市センターホテル

運営審議会終了後開催します

1. 定足数報告
2. 議事録署名人選出
3. 事務局報告
 - (1) 本年度事業進捗状況
 - (2) 平成18年度補助金予算概算要求報告
4. 議 題
 - (1) 役員人事（評議員、理事、運営審議会委員の交代）について
 - (2) 基金解散後の資料処理方針について
 - (3) 韓国沈ハルモニ問題について
 - (4) アフターケアについて
5. その他

資料

ページ

【事務局報告】

本年度事業進捗状況	1～7
平成18年度補助金予算概算要求報告	8

【議案事項】

(1) 役員人事について	9～13
(2) 基金解散後の資料処理方針について	14～20
(3) 韓国沈ハルモニ問題について	21
(4) アフターケアについて	22～23

第1期～第6期（202,677,322円送金済）

41件の建設が終了しており、途中、計画変更により工事が遅れた1件が現在も進行中である。うち29施設をアジア女性基金の理事、事務局員が視察を行った。

第7期予定

現在インドネシア社会省より、①新規建設事業（11州20件支援規模 約117,000,000円）と②既存施設の改築事業（10州17件支援規模 約70,000,000円）が申請されている。最終年度となる第7期の事業は基金の解散が2007年3月と決定していることから、2006年12月末までに施設の建設が完了している必要があると社会省と確認している。そのために最終年度事業申請についての確定が急がれる。（支援規模については'05年11月10日現在のレート）

① 新規建築事業

■ インドネシアの「慰安婦」被害者と行動をともにしてきた国会議員ヌウルシャバニ氏が社会省に提案した施設の建設3件が含まれている。社会省はこの3件の提案を受け入れ、他の案件とともに基金に申請したが、この3件については施設建設のための土地が獲得されていないとのことだった。本支援事業では土地の購入は認められないことから、基金は外務省と協議の上、引き続き土地の収用の努力を行なってもらう、しかし11月末日までになされなければこの3件については実施不可能であるとし、社会省にとヌウルシャバニ氏に通知した。11月に入ってヌウルシャバニ氏より2件については土地が見つかったと知らせがあった。残りの1件についても現在交渉中であるとのこと。

■ 昨年発生した津波により全壊したアチエ州にある施設の建設が3件含まれている。

② 改築事業

これまで行なってきた支援事業（施設の新規建設）とは性質をことにすることから、より詳細な書類が必要となっている。これら必要な書類は10月末日を締め切りとして、在インドネシア日本大使館に提出してもらい、大使館で要約、コメントを付した上で外務省を通じ、基金に到着することとなっている。11月11日現在で十分な資料が届いていないと大使館から連絡が入っている。

《日韓学生のフォーラム 2005》開催内容 05.11.11
主催 アジア女性基金、後援 外務省予定 *日韓友情年 2005 申請
《タイトル》

日韓・市民の時代をどうつくるか——韓流と「慰安婦」・歴史問題、未来への対話

《主題》

▽分科会 1.

韓流、市民交流～生活・文化の接近と歴史問題——政治と市民生活の構造変化

▽分科会 2

「慰安婦」問題とアジア女性基金——事実の「理解」と「対立」の整理

▽（共通視点）日韓・市民の時代をどうつくるか——市民交流、市民社会の役割と課題

《参加学生》

▽ 韓国の学生 15 人、「在日」の学生 3 人、日本の学生 15 人＝予定

大学—韓国・関東、西江、慶熙、梨花、漢陽、建国、延世、聖公会、ソウル女子

日本・中央、十文字学園女子、津田塾、早稲田、東京＝予定

《日程》 日韓学生共同 / 2005

● 12月7日（火）

10:00～16:00 紹介・ガイダンス・分科会設定会議等 ○四ツ谷「主婦会館」

● 12月8日（水）

10:00～11:30 ワークショップ NGO訪問（交渉中）

11:30～16:00 分科会（論点整理会議） ○四ツ谷「主婦会館」

● 12月9日（金）

11:00～11:30 準備会議（直前）

13:00～17:00 公開フォーラム *参加無料*同時通訳 ○代々木「JVCホール」

17:30～20:00 意見交換会

【開催趣旨】

日韓双方で、「市民生活、市民社会」を確固とした視点とすることを、今回の主題とした。

「ワールドカップ」、「韓流」以後、日韓では互いへの興味、関心が高まり、相互往来、実体験が進んだ。報道、情報はインターネットや体験で検証され、日韓関係は生活・文化次元で変わりつつある。この“新しい風”を定着、深化させるために、どうすればよいか。

——自ら従来型の情報と思考を更新していける環境で、国家・社会を問い直すとともに、人びとが信頼関係を築いていくことが大切になっている。その主体は未来を担う学生。このフォーラムは、日韓学生たちの直接対話と共同行動として実施する。

【素材・考え方】

▽ 共通テキスト『「慰安婦」問題とアジア女性基金』（大沼・下村・和田編、李元雄教授訳、東信堂） *学生に前もって渡す

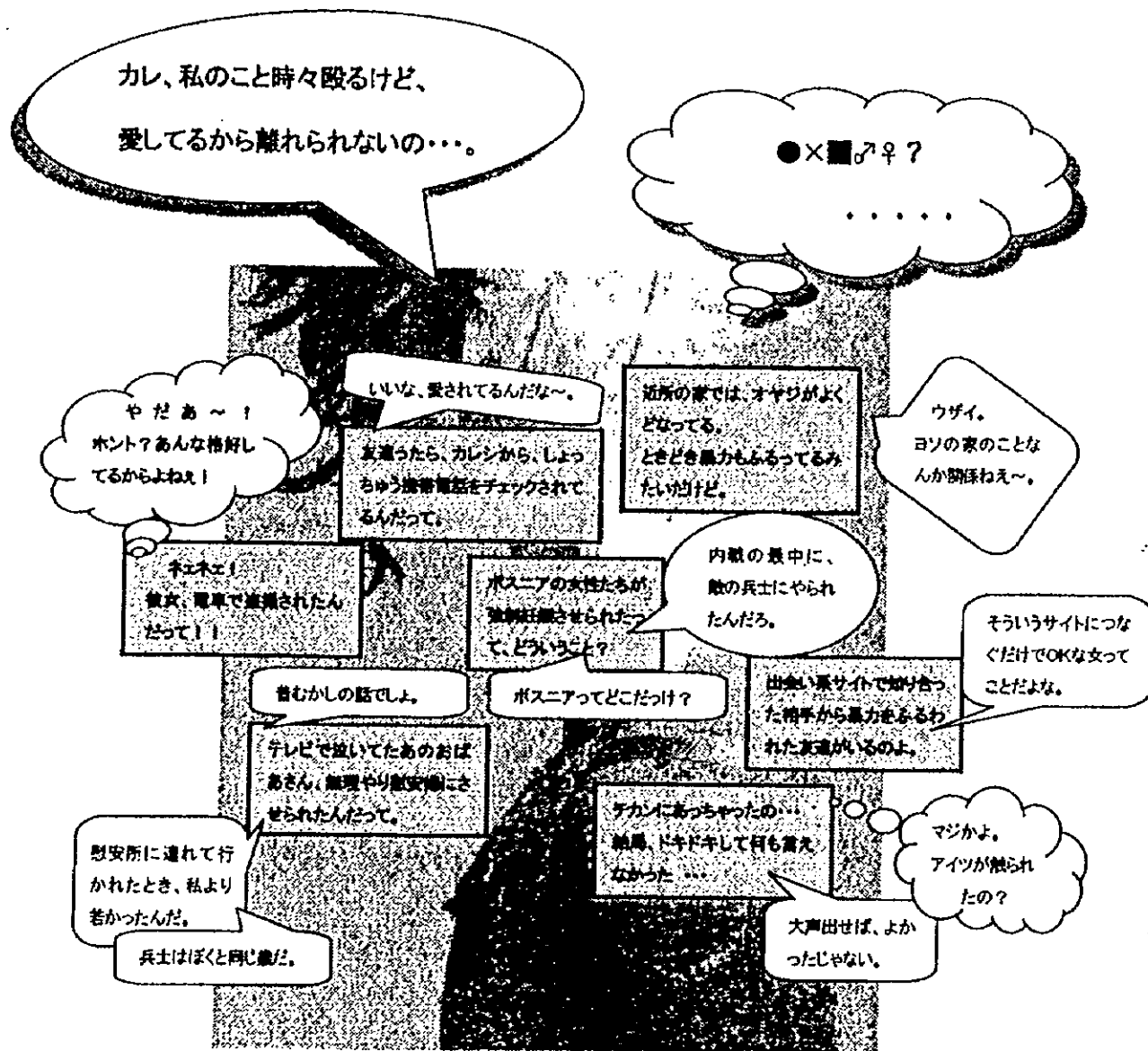
▽ 学生たちは事前にレポートをして、分科会で課題別の提起・報告者を決めておく

▽ 「慰安婦」問題を例に、自国の政府と社会を検証——なにが課題か

▽ アジア・世界で日韓ができること（人権、自由、貧困、環境…）

学生の皆さんへ
男性も女性も一緒に考えよう！
《暴力を未然に防ぐために》

Let's All Think About How To Stop Violence!



学生の皆さんへ

男性も女性も一緒に考えよう！

《暴力を未然に防ぐために》

Let's All Think About How To Stop Violence!

“暴力防止”に
学生の意見を！！

分科会参加者募集！

あなたは、暴力を目撃したことはありますか。また、暴力をふるったり、ふるわれたりしたことがありますか。

身体的暴力、心理的暴力、性的暴力…。

どんなにささいな暴力でも、被害を受けた人にとっては、とても大きなダメージとなることがあります。

他の人間が嫌がることを無理やり強要したり、力を使ってコントロールすることは、決して許される行為ではありません。それは、家庭内や親密な関係での暴力でも、私たちの身近なところで起きている暴力でも、他の国で起きている暴力でも同じです。

世界中のあちこちで、人々が暴力に傷つき、また、新たな暴力が生まれています。そしていま、暴力を未然に防止するためにどうしたらよいのか、その答えが模索され、若い世代の新しいものの見方、斬新な発想、多様な意見が求められています。

公開シンポジウム(2006年2月18日(土))に先立ち、学生対象の分科会を行ない、暴力を未然に防ぐために必要な一般社会への意識啓発や教育について、具体的にどのような方法が考えられるか話し合います。

公開シンポジウムでは、分科会のグループ発表を行い、若い世代の声を反映させた「暴力の未然防止」についての提案をしたいと思います。ぜひ、あなたの参加をお待ちしております。

【分科会】

■形式：非公開 4グループ(A/B/C/D)に分かれ、3回のワークショップを行います。

4グループのうち、第1希望・第2希望まで選んでください。

(グループにより開催日が異なります。)

(応募者多数の場合は、ご希望に添えないこともあります。ご連絡のうえご相談いたします。)

■メンバー：各グループにつき、ファシリテーター1名、学生5～8名位。

■申し込み期間：2005年10月11日(火)～11月11日(金)

■申し込み方法：HP(<http://www.awf.or.jp>)から『申し込み用紙』をダウンロードし、

担当者：渡邊千尋 e-mail (chairo@awf.or.jp)か、FAX(03-3514-4072)で、お申し込みください。

(ダウンロードできない場合は、お問い合わせください。)

■選考方法：先着順

■参加費：無料

*原則として、分科会(3回)、公開シンポジウム(1回)すべて参加できる人に限ります。

Aグループ	Bグループ	Cグループ	Dグループ
 金城理枝 川和メディカルクリニック 精神科サイコセラピスト 米国大学院でカウンセリング心理学を学ぶ。専門は、神経心理学、異文化間カウンセリング、ライフワークとしてセクシュアリティ、ジェンダーを研究。	 瀧田信之 瀬戸DVサポートセンター 代表 米国のNGO『Domestic Abuse Project』で開発された暴力防止プログラムのファシリテーター。DV被害女性や子どものアドボカシー、カウンセリングにあたる。	 千葉まさのり メンズサポートルーム大阪 臨床心理士 DV被害男性を対象にした「非暴力グループワーク」のファシリテーター。コンピューター関連企業のメンタルヘルズ担当、産業カウンセラー。	 吉永陽子 長谷川病院 精神科医 長谷川病院に勤務するが、性被害や虐待の相談に、10代の子どもたち対象のセクシュアリティ、HIV/AIDS、性教育などの講座も担当。
セクシュアリティや、ジェンダーについて、書で読んでみましょう！ジェンダーは、暴力と密接な関係があります。ジェンダーにとらわれた自分に戻つくと、それは、力や支配の異なる関係から抜け出す1歩かもしれません。	DV、子ども虐待など、家庭や社会の中で様々な暴力を受けている子どもの心の痛みを知り、暴力（パワー・コントロール）をコミュニティの年次として人間関係を育むためにはどうしたらいいか一緒に考えてみよう！	加害者はどうして暴力をふるうのだろうか。暴力を使わないで、相手も自分も尊重するためにはどうしたらいいのだろうか？自分の感情（怒りや恐れ）がうまく扱えるようになると、ありのままの自分であることに安心できるんだよ。	恋愛の性と暴力。 (デートDV、HIV/AIDS、性暴力、性助産師...)好きな人から、嫌なことを求められたらどうする？あなただったら、NOと言えるかな？男性も女性も一緒に、こんな話ができたらいいね！

分科会

第1回 (全員)

日時：2005年11月20日(日) 15:00~19:00

会場：情報オアシス神田 オアシス3 (千代田区神田多田町2-4 第2階ビル5F)

内容：オリエンテーション・「暴力ってなに？」

第2回 (各グループ)

内容：「女性に対する暴力」について考える

Aグループ

日時：12月10日(土)13時~17時

会場：東京ウィメンズプラザ

(渋谷区神宮前5-53-67)

Bグループ

日時：12月11日(日)13時~17時

会場：東京ウィメンズプラザ

(渋谷区神宮前5-53-67)

Cグループ

日時：12月11日(日)13時~17時

会場：東京ウィメンズプラザ

(渋谷区神宮前5-53-67)

Dグループ

日時：12月18日(日)13時~17時

会場：子どもの城

(渋谷区神宮前5-53-1)

第3回 (各グループ)

内容：「暴力の未然防止」についての提案をまとめる

Aグループ

日時：2月5日(日)13時~17時

会場：子どもの城

(渋谷区神宮前5-53-1)

Bグループ

日時：2月11日(土)13時~17時

会場：子どもの城

(渋谷区神宮前5-53-1)

Cグループ

日時：2月11日(土)13時~17時

会場：子どもの城

(渋谷区神宮前5-53-1)

Dグループ

日時：12月23日(金)13時~17時

会場：東京ウィメンズプラザ

(渋谷区神宮前5-53-67)

公開シンポジウム

日時：2006年2月18日(土) 10:00~17:00

会場：国連大学 エリザベスローズ会議場 (東京都渋谷区神宮前5-53-70)

内容：「女性に対する暴力」～暴力を未然に防ぐために～ <詳細は裏面に>

「女性に対する暴力」～暴力を未然に防ぐために～

「女性に対する暴力」の問題が国際社会で大きく取り上げられた。第4回世界女性会議(北京会議)から10年。私たちは、この問題に関心を取り組んできました。しかし、未だに国内外で多くの人々が暴力の被害にあっています。暴力を受けた人たちは、その後も長期にわたりPTSD(心的外傷後ストレス障害)に悩まされ続け、周囲の人からの無理解が、更に被害者の心を傷つけ回復を妨げています。

このような状況を改善するためには、被害にあった当事者を支えると同時に、「暴力」を容認する社会や人々の意識を変えることが必要です。本公開シンポジウムでは、一般社会への啓発や教育の重要性について取り上げます。国際社会での実情を知り、暴力を未然に防止するために、いま、日本で私たちはどのような取り組みをすべきか、次世代を担う若者たちを交えて考えてみたいと思います。

■第1部 分科会発表

10:00～10:05 挨拶

10:05～11:00 グループ発表

11:00～12:00 ディスカッション

■第2部 シンポジウム

13:30～13:35 挨拶

村山富市(アジア女性基金理事長・元総理)

13:35～14:00 AWF事業説明

有馬真喜子(財団法人横浜市女性協会顧問)

14:00～14:15 分科会の報告

14:15～15:15 基調講演

ユリア・アントネラ・モトック(国連人権促進保護小委員会委員・ブカレスト大学国際法教授)

15:15～16:25 休憩

16:25～18:35 パネルディスカッション

横田洋三(中央大学法科大学院教授) <他のパネリストは未定>

18:35～17:00 会場との意見交換

■公開シンポジウム・パネリスト <他のパネリストは未定>



ユリア・アントネラ・モトック(国連人権促進保護小委員会委員・ブカレスト大学国際法教授)

元検事、元判事・国際政治研究所理事・ルーマニア外交アカデミー理事、国連人権促進保護小委員会元委員長

国連人権委員会「コンゴ共和国における人権問題」特別報告者、少数民族に対する保護促進協定策定委員

横田洋三(中央大学法科大学院教授)

国際連合大学学長特別顧問、国際連合人権促進保護小委員会委員、国際法律家委員会委員

国際労働機関(ILO)条約勧告適用専門家委員会委員、アジア女性基金運営審議会委員



■公開シンポジウム・コーディネーター



有馬真喜子(財団法人横浜市女性協会顧問)

ジャーナリスト、特定非営利活動法人ユニフェム(国連女性開発基金)日本国内委員会理事長

元国連「婦人の地位委員会」日本代表、国民生活センター会長、国民生活審議会委員、アジア女性基金理事

【お問い合わせ先】

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金(アジア女性基金)

〒102-0074 東京都千代田区九段南 2-7-6 マニユライフプレイス九段南 tel: 03-3514-4071 fax: 03-3514-4072

e-mail: chairo@awf.or.jp URL: http://www.awf.or.jp 担当: 渡邊千尋

財団法人女性のためのアジア平和国民基金は、元「慰安婦」の方々への国民的な償いを行うことと、女性の名誉と尊厳に関わる今日的な問題の解決に取り組むことを目的として、1995年7月に発足いたしました。以来、政府と国民の協力によって具体的な事業を実施しております。

平成17年度 予算執行状況

単位千円

予算科目	予算額	実施額	実施予定額	計画案	差引残額
		10月末			
運営経費	92,766	41,360	61,396		0
一般経理費	90,317	40,571	49,746		0
運営審議会等経費	2,439	788	1,651		0
基金総括整理費	92,470	15,659	75,271		1,540
事業総括関係経費	64,606	1,518	53,088		0
一般広報啓発	46,525	1,215	13,000		
			22,000	新聞広告	
			10,310	慰安婦DVD作成	
シンポジウム等開催	4,965	291	4,674		0
次世代フォーラム等開催	3,116	12	3,104		0
国際人権問題等関係経費	17,607	12,669	3,398		1,540
国際人権会議出席	4,746	1,606	1,600		1,540
事業実施相互往来	4,862	2,825	2,037		0
国際会議ラウンドテーブル等開催	7,999	8,238	-239		0
歴史資料整備等関係経費	7,370	1,472	5,898		0
償い事業既存資料整備	2,317	243	2,074		0
事業関係者の回顧録	5,053	1,229	3,824		0
未計画	12,887		12,887		0
合計	185,226	57,019	126,667		1,540

概算要求額について

平成18年度

前年度比

1. 運営経費	79,118	△	14,851	-15.80%
(1) 一般管理費	77,074	△	14,452	
a. 人件費	54,410	△	13,594	
b. 経常事務費	22,664	△	898	
(2) 運営審議会等経費	2,044	△	399	

2. 基金総括整理費	49,858	△	41,399	-45.37%
(1) 事業総括関係経費	41,892	△	42,226	
a. 一般広報啓発費	23,187			
b. シンポジウム等開催	10,357			
c. 国際人権会議出席等	4,013			
d. 事業実施国相互往来	4,335			
(2) 歴史資料整備等関係経費	7,966		827	
a. 償い事業に係わる既存資料	5,503			
b. 事業関係者の回顧録	2,463			

	128,976	△	56,250	-30.37%
--	---------	---	--------	---------

アジア女性基金解散後の資料処理方針（案）

2005年10月 日

1 第81回理事会で了承された「償い事業既存資料整備（案）」は次の諸点を確認している。

資料整備の目的は、アジア女性基金の活動の資料を保存し、これらの資料を広く国民に公開し、後世の人々の検討にゆだねるとともに、国内外の研究者の利用に供するものである。

①公開できる資料は、できる限り公開するのが原則である。

②個人情報、被害者のプライバシーに関わる資料は公開しないが、基本的にすべて保存する。

③非公開の資料を加工し、公開することが必要な情報を救い出す調書を基金内で作成する。

④保存すべきでない資料は慎重に審議の上、破棄する。

2 なお政府において調査した資料で、なお公開されていない資料がのこっていれば、その公開保存もはたらきかけることとする。

3 基金としては、本年度予算で資料のマイクロフィルム＝デジタル化プログラムを開始した。高橋情報システムと契約をむすび、本年20000ページを処理し、明年度予算で40000ページを処理する予定である。保存を要する資料をすべてマイクロフィルム＝デジタル化し、個人情報、外務省関係文書にマスクをかける。

4 基金は、このデジタル化した資料を保存公開する道を模索する。まず基金のホームページ上に公開して、基金終了後はいずれかの公的機関に保存公開をお願いしたい。

公開できないが保存を要する資料は一括して外務省公文書館に保存をお願いしたい。

5 慰安婦問題を歴史の教訓とする基金の事業を国民の記憶にのこすため、デジタル記念館「慰安婦問題とアジア女性基金」を基金のホームページ上に作り、基金終了後はいずれかの公的機関に保存公開をお願いしたい。可能であれば、基金の公開資料はこのデジタル記念館の史料庫に収めるという形も考えられる。

「慰安婦」問題とアジア女性基金事業に関する資料

保存と公開に向けての作業と検討事項

(1) 資料保存に向けた「整備」について ー個人情報保護等

1. 保存したい資料を選択する。 ※別紙 ④ 参照
2. 上記資料をマイクロフィルム化し、電子データ（デジタル）化までを行う。国立公文書館などの資料を扱ってきた専門の業者に外注する。
 - ① 全部で約 60,000 ページの紙資料のうち、約 20,000 ページを今年度分としてフィルム化の予定
 - ② 同時並行して管理簿の作成 ※別紙 ⑥ 参照
 - ③ 撮影後、フィルムの点検を行う。不要ページの破棄、公開不可のページの抜き出し、ページの並び替えなど。
 - ④ 公開不可の情報（個人氏名など）の塗りつぶし＝マスキングを行う。理事・委員や政府と相談の上で、基金職員がマスキング作業を行う。
 - ⑤ マスキングをした資料を、再度スキャニングしてデータに取り込む。
 - ⑥ 上記処理済のデータをデジタル化し、IT 対応できるようにする
3. 上記紙資料のほか、写真、録音、動画などの記録媒体についても同様に処理する。

(2) 資料の「移管先」について

1. 原本、マイクロフィルム、デジタルデータ（加工前/後とも）を、基金解散後に移管する先を探る。
2. 文書を収集し保存する公的機関としては、たとえば以下のような機関が存在する。

外務省外交資料館	■ 外務省の行政文書であり、歴史的に価値があると認められた文書が収められる。 ■ ここに基金の資料が収められるためには、いったん外務省内で行政文書として承認される必要がある。
国立公文書館アジア歴史資料センター	■ 当面、三つの公的機関（国立公文書館、外務省外交史料館、防衛庁防衛研究所図書館）の文書のみをデジタル化・データベース化して収めている。 ■ 当面、戦前の資料のみを収集している。
国立国会図書館	■ 政府の「e ガバメント（電子政府）」推進計画により、中央政府や自治体、各種法人のホームページを順次保存し始めている。いったん格納されたこれらホームページは、半永久的に国会図書館のサーバ上で公開される。 ■ 但しそのホームページは、国会図書館側のエンジンに対応可能なアプリケーションで構築されている必要がある。

(3) 資料の公開・非公開のルール作り

1. 個人情報や政府公文書の取り扱いなど、資料の公開・非公開の基本ルールを、基金と政府との間で作る。

(4) 基金「デジタル記念館」構想

1. 慰安婦問題とアジア女性基金事業を歴史の教訓として記憶するために、「デジタル記念館」の構築を計画する。
2. デジタル記念館の構造と内容については別紙 ㉔㉕ 参照。各「室」に納められる主なコンテンツは、冊子「慰安婦問題とアジア女性基金」のテキストであり、すでに基金ホームページにも掲載されている。これに写真、動画、ナレーションなどを追加・補強する。
3. 世界中の人々が利用できるよう、日本語英語のどちらでも対応できるように制作する。
4. 「デジタル記念館」そのものは基金存続中に完成させるとしても、残る問題は基金解散後のサーバの確保である。現在は基金が契約しているサーバがあるが、解散と同時に失うこととなる。
5. ひとつの可能性として、国立国会図書館が進めている「インターネット資源蓄積事業」の一環として、基金の「デジタル記念館」を国会図書館のサーバに載せてもらうことを検討したい。ひとたび収められたインターネット資源は、たとえ基金が解散したのちも、半永久的に国会図書館のサーバ上で公開される。
6. そのような環境が整った場合には、国立公文書館「アジア歴史資料センター」からこの「デジタル記念館」にリンクを張ってもらい、「慰安婦」問題について調べたいユーザーを導くこともできる。
7. デジタル記念館の「文書庫」には、基本的に、前項(1)で挙げたデジタル処理済みの資料を収めることを想定している。この「文書庫」に何を収めるか、つまりインターネット上でどの資料を公開するか非公開にするかは、基金と政府側との協議の上、ルールを設ける。

以上

1	理事会・運営審議会・評議委員会など会議の記録	①議事録 ②添付資料 ③詳細な発言要旨記録 ④録音テープ ⑤手書きメモ、他	※日本政府(外政審議室やア地政)作成の書類や公電、発言等が含まれている ※個人情報が含まれている
2	基金設立にいたる政府や国会の動き	例: 虎島議員メモ	
3	対象国・地域の決定にいたる経緯	例: 中国に関する資料	
4	償い金や医療福祉支援事業費の金額など、重大な事業内容の決定に至る経緯	例: 作業部会メモ、各国経済指標資料	
5	総理の「おわびの手紙」や基金理事長の手紙作成にいたる経緯	例: 草案	
6	事業実施同いの起案決裁		
7	各種支払や海外送金に関する起案決裁		
8	被害者からの償い金申請書および添付資料		
9	認定を否定された申請者の書類		
10	事業お渡しの際の記録、写真やビデオ		※個人情報が含まれている
11	お渡したものの一式	総理の手紙、理事長の手紙、献金者からのメッセージ、目録	
12	被害者の証言記録や本人からの手紙		
13	事業関係者のオーラルヒストリー記録		
14	当該国・地域 出張報告		
15	当該国・地域以外の出張報告	国連会議など	
16	インドネシア政府やオランダ事業実施委員会(PICN)の寛書		
17	「アジアとの対話を進める会」に関する記録		
18	教科書問題への対応	例: 教科書出版社へ送付した書簡	
19	寄付行為		
20	予算決算に関する書類		
21	基金刊行物 冊子やビデオなど		※外務省HPや基金の広報媒体上ですでに公開
22	基金呼びかけ広告 新聞やTVCMなど		
23	基金ホームページ		
24	基金が収集した、「慰安婦」問題に関する歴史的資料	政府調査資料、金原日誌、陣中日誌、アメリカ公文書館所蔵資料、ほか	
25	その他	いまだ公開されていない政府調査資料など	

2005年5月

(A) 既存資料の種類、性質など基本情報

(B) 既存資料 今後の取り扱い

ID 番号	大分類	中分類	小分類	資料の種類	資料の題名	媒体の種類	記録ファイル名	保存場所	個人情報記載の有無	国・地域 コード	作成時期	作成者	資料の出所	入手経路	入手時期	保存期間	保存期間満期	既に公開	マイ クロ フィルム 化	複製	公開 /非 公開	公開 の段 階	備考
1																							
2																							
3																							
4																							
5																							
6																							
7																							
8																							
9																							
10																							
11																							
12																							
13																							
14																							
15																							
16																							
17																							
18																							
19																							
20																							
21																							
22																							
23																							
24																							
25																							

©

政府とアジア女性基金の慰安婦問題事業を歴史の教訓として記憶するための
デジタル記念館「慰安婦問題とアジア女性基金」

入り口正面

村山総理談話（1995年8月15日）

河野官房長官談話（1993年8月4日）

設立趣旨

第一室 慰安婦にされた数多くの女性たち

第二室 慰安婦問題が明らかになる過程

第三室 日本政府の対応とアジア女性基金の設置

第四室 オランダの被害者と基金の事業

第五室 フィリピンの被害者と基金の事業

第六室 韓国の被害者と基金の事業

第七室 台湾の被害者と基金の事業

第八室 インドネシアの被害者と基金の事業

第九室 その他の国々の被害者

第一〇室 現代における女性への暴力

図書室（アジア女性基金刊行物）

パンフレット等

文書庫

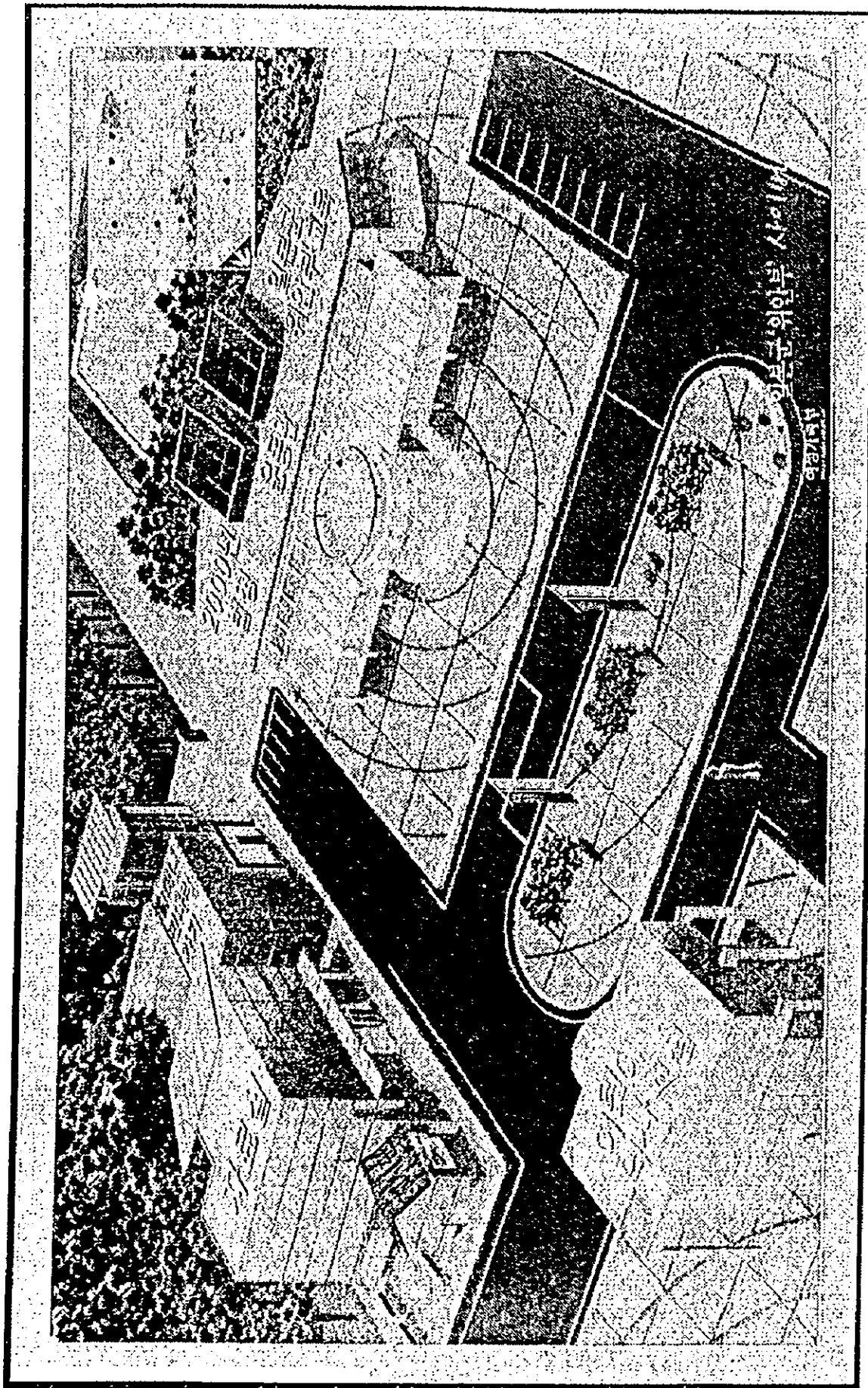
第1セクション 慰安婦関連資料

政府調査「従軍慰安婦」関係資料集成、全5巻

ほか

第2セクション 基金業務資料

別紙



氏問題の経過

2005年11月11日

- 1999年2月 基金は申請書類に基づき振込みを完了
- 2003年1月20日 本人代理人横田弁護士よりはじめて照会
- 8月4日 基金より本人以外には通知しないとの回答
- 9月2日 横田弁護士より二度目の照会
- 2004年12月30日 3回目の照会
- 2005年2月14日 ハルモニ、横田弁護士、つきそいアンイ・ジョンソン、
基金訪問、伊勢事務局長、斉藤、松田部長応接、口頭の回答、文書回答
を約束
- 3月31日 基金文書で回答
- 4月7日 横田弁護士よりさらに4項目の照会
- 5月9日 横田弁護士より5月20日本人訪問を申し入れ
- 5月13日 韓国よりA氏を招き、韓国チームで事情聴取
- 5月19日 基金面談お断りの回答送る
- 7月14日 横田弁護士より面談要求の書簡
- 7月20日 和田専務理事代行より不在のため後刻回答する旨を回答
- 8月9-13日 中嶋元運営審議会委員、原田業務部職員、柴田職員韓国へ出
張、A、B氏と面談、事情聴取
- 9月20日 横田弁護士より面談意志について問い合わせ

	フィリピン	韓国	台湾	オランダ	インドネシア
現行・継続	○ 2002 年に基金事業終了後、ODA 草の根無償によるフォローアップ事業(高齢者医療福祉施設の増改築など)を実施中。 ○ ソーシャルワーカーによる元慰安婦らへの巡回訪問など	○ 電話等の連絡(基金内ホットライン設置) ○ 訪問(年一度程度) ○ 死亡の際の献花(大使館員)	○ 直接・間接に電話などの連絡 ○ 訪問(二年に一度程度)	○ オランダ事業実施委員会(PICN)はすでに解散。 ○ ハマー氏による被害者とのコンタクト。	○ インドネシア社会省による高齢者福祉推進事業を支援。(施設建設)
考えられる事業・現地からの要望等	○ 日本政府、フィリピン政府に対する働きかけはあるが、基金に対しての要望は出ていない(2005 年 1 月 11 日時点)	○ 現地関係者による連絡、巡回、介助等(電話連絡、交通費等経費 10~20 万円/月) ○ 共同生活の部屋(家の賃金 6~700 万円) ○ 介護人経費等 20~30 万円/月) ○ 療養所建設(土地は提供、施設のみ建設) ○ 介護サービス(雇用)	○ 日本人ではなく、現地に住む台湾人協力者による連絡と巡回(年に 2 回程度) ○ 上記を連携して行うための日本と台湾双方の窓口設置(既存組織?) ○ 万が一何らかの問題が発生した場合の、萬国法法律事務所への取次ぎ ○ 通信費・交通費・賃金などで年間 60 万円程度? (窓口事務所経費・日台渡航費を含まず) ○ 日台交流センターを通し、現地 NPO 支援プログラム予算に含めてもらうなど	○ ハマー氏との連絡	○ 建設した施設の改修等 ○ 2007 年 3 月に基金事業終了後、ODA 草の根無償によるフォローアップを外務省内で検討中

	フィリピン	韓国	台湾	オランダ	インドネシア
未 来	○ 立ち寄りセンター的な高齢者施設をパターン、レイテ、ダバオなどに建設する	○ 平和親善公園 追悼施設 共同生活施設 歴史資料館 交流・研修施設(室) 臨時的医療介護施設	○ 新しい支援プログラムの作成 ■ 対象:戦争によってなんらかの被害を被った高齢の女性。慰安婦被害者、また、事業を受け取った被害者とそうでない被害者を区別しない。従軍看護婦をはじめ、さまざまな形で戦争中に被害を受けた女性全般を対象とする ■ テーマ:トラウマの実態調査と対処法研究など		
課 題		○ 独居の者が多く、介護など緊急を要する。 ○ 現地型による支援	○ 新規プログラムの経費については未算出 ○ 日台交流センターを通し、現地NPO支援プログラム予算に含めてもらうなど		○ 被害者個人数名が「アジア女性基金の『償い事業』を受け取りたい」と表明している。